

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定について、令和6年『6月1日以降』と『10月1日以降』の施術分から改正されました。

※詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「療養費について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/hoken/iryuu/hoken13/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hoken/iryuu/hoken13/index.html)

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、従前の施術料金が改められ、令和6年『6月1日以降』と『10月1日以降』の施術分から適用されます。

また、『10月1日以降』の施術分から「療養費支給申請書（はり・きゅう用、あんま・マッサージ用）」の様式が一部改正され、往療内訳表の添付は不要となりましたので、通知等について厚生労働省ホームページをご確認ください。

## 令和6年『6月1日以降』の施術分から

### はり、きゅう

#### (1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1,950円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
2,230円

#### (2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合  
1回につき 1,610円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合  
1回につき 1,770円

注) はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

## あん摩・マッサージ

### (1) マッサージを行った場合

1局所1回につき	450円
2局所1回につき	900円
3局所1回につき	1,350円
4局所1回につき	1,800円
5局所1回につき	2,250円

### (2) 温電法を(1)と併施した場合

1回につき 180円加算

注) 温電法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

### (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注) 変形徒手矯正術と温電法との併施は認められない。

## 令和6年『10月1日以降』の施術分から

## はり、きゅう

### (1) 訪問施術料【新設(※1)】

訪問施術料1 (患者数が1人の場合)

- ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合  
1回につき 3,910円
- ② 2術 (はり、きゅう併用) の場合  
1回につき 4,070円

訪問施術料2 (患者数が2人の場合)

- ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合  
1回につき 2,760円
- ② 2術 (はり、きゅう併用) の場合  
1回につき 2,920円

訪問施術料3 (患者数が3人～9人の場合)

- ① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合  
1回につき 2,070円
- ② 2術 (はり、きゅう併用) の場合  
1回につき 2,230円

訪問施術料3（患者数が10人以上の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき **1,760円**

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき **1,920円**

注）はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

(2) 施術料、訪問施術料の加算

**特別地域加算【新設（※2）】**

注1）特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき

**250円**を加算する。

注2）片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3）片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 往療料【取扱いの変更（※3）】

1回につき **2,300円**

注）突発的な往療に対し支給する。なお、往療距離が片道4キロメートルを超えた場合の**2,550円**の支給は廃止。

## あん摩・マッサージ

(1) **訪問施術料【新設（※1）】**

① 訪問施術料1

（患者数が1人の場合）

1局所1回につき **2,750円**

2局所1回につき **3,200円**

3局所1回につき **3,650円**

4局所1回につき **4,100円**

5局所1回につき **4,550円**

③ 訪問施術料3

（患者数が3人～9人の場合）

1局所1回につき **910円**

2局所1回につき **1,360円**

3局所1回につき **1,810円**

4局所1回につき **2,260円**

5局所1回につき **2,710円**

② 訪問施術料2

（患者数が2人の場合）

1局所1回につき **1,600円**

2局所1回につき **2,050円**

3局所1回につき **2,500円**

4局所1回につき **2,950円**

5局所1回につき **3,400円**

④ 訪問施術料3

（患者数が10人以上の場合）

1局所1回につき **600円**

2局所1回につき **1,050円**

3局所1回につき **1,500円**

4局所1回につき **1,950円**

5局所1回につき **2,400円**

(2) 温罨法を(1)と併施した場合

1回につき 180円加算

注) 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注) 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(4) 施術料、訪問施術料の加算

**特別地域加算【新設(※2)】**

注1) 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき

**250円**を加算する。

注2) 片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

注3) 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 往療料【取扱いの変更(※3)】

1回につき 2,300円

注) 突発的な往療に対し支給する。なお、往療距離が片道4キロメートルを超えた場合の**2,550円の支給は廃止**。

## 様式等（受領委任の取扱い）

○療養費支給申請書（はり・きゅう用）…別添1（様式第6号）

○療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）…別添1（様式第6号の2）

注) 10月1日以降の施術分から様式が一部改正され、往療内訳表の添付は不要となりました。

【(※1、2、3)について】

以下(※)の留意事項については、“令和6年5月31日 保医発0531 第7号「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について”から抜粋。

(※1) 訪問施術料

- ・ 訪問施術料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合（往療料の支給が行われる場合を除く。）に、患家の求めに応じて患家に赴き定期的ないし計画的に施術を行った場合に支給できること。
- ・ 訪問施術料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求

めによらず定期的ないし計画的に行う場合については、訪問施術料は支給できないこと。

- 訪問施術料は、同一日に同一の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）で施術を行った患者数が、1 人の場合は訪問施術料 1、2 人の場合は訪問施術料 2、3 人以上の場合はその人数に応じた訪問施術料 3 の各区分により、支給すること。

#### （※ 2）特別地域加算

- 「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患家へ赴き、第 7 章に掲げる往療料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。 ← はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱い
- 「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患家へ赴き、第 6 章に掲げる往療料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。 ← マッサージの施術に係る療養費の取扱い
- 特別地域加算は「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）第四の四の三の三に規定する地域（以下「特別地域」という。）に居住する患者の患家へ赴き、訪問施術料の支給要件を満たして施術を行った場合、特別地域加算として所定額を加算すること。

#### （※ 3）往療料

- 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等が突発的に発生したことにより通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家へ赴き施術を行った場合に支給できること。なお、この場合にあっては、同意医師へ報告を行うなど連携した旨を施術録に記載すること。
- 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合又は単に患家の求めに応じた場合については、往療料は支給できないこと。
- 往療料は、その突発的に発生した往療を行った日の翌日から起算して 14 日以内については、往療料は支給できないこと。
- 第 6 章に規定する定期的ないし計画的な訪問施術を行っている期間において突発的に発生した往療については、訪問施術料は支給せず、施術料及び往療料を支給する。ただし、当該患者が当該往療の後も引き続き、通所して治療を受けることが困難な状況で、患家の求めに応じて患家へ赴き定期的ないし計画的に行う施術については、訪問施術料の支給対象とする。

※詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省ホームページ「療養費について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken13/index.html)

**【申請書の提出に関する問合せ先】**

秋田県国民健康保険団体連合会

審査管理課 審査業務班

TEL：018-862-3855